

## 2 補助要件

### 《補助対象者》

- (1) 近江八幡市老人クラブ連合会およびこれに所属する老人クラブ
- (2) 高齢者の介護予防、引きこもり防止のための「ふれあいサロン」を運営する近江八幡市内の自治会若しくは学区を単位とする団体
- (3) 障がい者（児）の健康保持・社会参加を促進するための活動を行う近江八幡市内に活動拠点のある団体

- ・近江八幡市身体障がい者厚生会
- ・近江八幡市手をつなぐ育成会
- ・近江八幡市肢体不自由児父母の会
- ・近江八幡市障がい児者連絡協議会
- ・近江八幡市聴覚障がい者福祉協会
- ・近江八幡市視覚障がい者福祉協会
- ・近江八幡市特別支援学級研究会
- ・近江八幡市内に拠点を置く障がい者支援事業所                  など

- (4) その他、地域福祉活動の推進に寄与するものと市が認める近江八幡市内の社会福祉団体で、バス借上げにかかる他の補助金等が交付されていない団体

- ・近江八幡市社会福祉協議会及び各学区（地区）社会福祉協議会
- ・近江八幡市民生委員児童委員協議会及び各学区民生委員児童委員協議会
- ・近江八幡地区保護司会
- ・近江八幡市更生保護女性会
- ・近江八幡市赤十字奉仕団
- ・放課後児童クラブ                          など

(※) 「ふれあいサロン」…自治会や学区単位で、自治会館やコミセンなどを活用し、一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯などに対して、閉じこもり・孤立予防、健康づくり、外出支援、ふれあいの場づくりを目的に、自治会役員や民生委員等が中心となり自主的に運営する取り組み

### 《バス利用の目的（事業内容）》

- (1) 研修会、視察、交流会、大会等の事業実施または参加
- (2) 仲間意識の高揚、団体活動の活性化、地域の絆の強化を図るための事業
- (3) 外出機会の少ない高齢者や障がい者の交流・外出支援の事業

ただし、目的を逸脱した観光、遊興その他娯楽が主たる内容の場合は助成の対象となりません。

《乗車人数》 当日のバス乗車人数 15人以上

《利用条件》 1年度あたり1回 (台数制限なし)  
行先(県内・県外を問わず)、曜日の制限なし、宿泊を伴う利用も可能

《補助の対象となる借上料》 バスの借上料  
※高速道路等の通行料金、駐車料、ガイド料は補助の対象とはなりません。

《補助金額》 バス 1台(1日)につき 20,000円